

何を検討すべきか

(検討テーマ)

 次回以降へ[盛り込むべき内容1]
(自治体組織のあり方)

どのように規定するか

(検討テーマに対する個別の提案、目的、考え方や具体的な規定設定の方向性等)

《自治体の組織の責任・役割》

 行政の役割・責任とは？

- A) よりよい生活のためこうしたいという意見を伝え実現させたい時の窓口
- A) 困った時かけ込み、まず相談する窓口
- A) 自治体、県や国との連絡調整を行う
- B) 放っておいても、きちんと仕事をする自治体
- B) 小回りのきく近い自治体
- A) 市長、副市長などを規定し直す

 議会の役割・責任とは？

- B) 議会の運営の仕方を変える（議会機能の強化）
- B) 議員の定数を減らす
- A) 市議会の位置づけを記す
- C) 地方議会の活性化

《自治体における市民・議会・行政の関係》

 市民と行政の関係とは？

- A) 市民の権利規定と行政の行為規範規定との調整

市民と行政の協働

- A) 参加のルール条例を盛り込む
- B) 市民から行政へのアウトソーシングの定義化
- C) 日々の生活があるので、市民はすべて市政を担うことができない

 市民と議会の関係とは？

- B) 議会の在り方を市民との関わりで条例にどう位置づけるか
- C) 市議会が市民に身近になってほしい
- B) 市議会の解散権を市民が持つ

[盛り込むべき内容2]
(区のあり方) 区って何？

- A) 区の役割が重要（市と区民の間）

 自治とコミュニティ

- A) 小さな地域の意見を採り上げる（どのようにして）
- B) 自治体が大きくなりすぎて声が反映されていない現状

[制度・装置]

 住民投票

- A) 地下鉄問題は、住民投票条例があれば投票を行ったかもしれない

 条例の実効性を高める

- A) 条例は長く使われるものの、もちろん時代と共に変わっていくものは場合によっては改正もありか
- C) （条例を使う上での）情報の伝達方法

[その他]

 まちの課題を解決するために・・・

- A) 有事の対応を記す

 政令指定都市

- B) 政令指定都市とは
- B) 政令指定都市は国と市民どちらが指定するのか

 検討の仕方（世話人会へ）

1 条例づくりへの市民参加の機会の確保

- ・中味はもちろんだが、条例策定の過程が重要
→委員会運営で「市民参加」を実現し、広く市民の関心を得ながら、その意見を反映させたい

- A) できるだけ多くの市民や議員と交流し、広く意見集約する
- A) 時間をかけて、いろんな人の意見を開いて、ベターな条例に
- A) 1,000人の宗教団体の意見でつくられる危険性が恐い

- C) 条例をつくるとき、できる限り多くの市民参加
- C) 検討のプロセスの中で「市民」にもどる
- A) 形式的な参加ではなく、市民が検証を

- C) 条例をつくるとき情報を提供
- A) この委員会の参加手法の根拠、正当性は
- A) 従来の審議会は99%方向性が出ているが、今回は違う、まず企画からの議論からはじめて
- A) 市民の良識が試される（試金石、試録）

2 学習会について

- A) 市民にわかりやすい条例にするためには、委員が先ず勉強し理解しなければ
- A) 共通のテーマの学習会

4 検討内容について

- A) どこまで委員会でつくるのか（条例までか）

5 これまでの自治制度の検証

- A) これまでの自治制度の検証を

- A) これまでの川崎市の制度の見直しを行うべき、既存自治制度、一覧表をつくって欲しい

6 議会との意見交換について

- A) 議会との意見交換をすべきか否かから考えたい

7 その他

- A) 標準仕様があるこの全体像は

- B) 川崎らしさは何を対象にして求めるものか知りたい